

第5期 恐慌からの脱出と大蔵省

入れを行なわせ、かつ保有させる。買入れられた金は日銀券の兌換準備に加えられ、もし政府が海外現送のため必要とする場合は、日銀の買入価格によって国庫に売却されるということを規定したものである。これに伴って金買入の当事者も政府から日銀に変わった。

同法の制定にあたって最も問題となった点は、日銀の金買入値段の定め方および買入値段と、貨幣法に定める金の評価つまり金1匁5円という価格との差額の調整方法であった。最初大蔵省はこの問題を「産金保有法」として法制化する方針で、昭和9年にはいってからその作成を進めていた。それによれば、政府は金を時価で買い上げ、これを貨幣法に定められた評価により日銀に売却し正貨準備に充当する。そして政府が金を時価で買い上げ法定価格で売却するために生ずる損失については、日銀からの借入金制度を採用して政府は借入金証書を発行する。日銀はこれをその保証準備にあてるというものであった。この産金保有法大蔵原案は結局日銀が直接金を買入れ、買入値段については大蔵大臣の認可を得て日銀が定めるよう改められて、法案の名称も日本銀行金買入法に変更されたので

ある。日本銀行金買入法の内容は、日銀が金を買入れるとしたほかは大蔵原案と同じものであった。同法制定と同時に、同法に基づく金買入価格は金1匁につき11円6銭(1グラム2.95円)と決定された。これによって日銀にとっては貨幣法に定められた貨幣の内容の価格と、本法による買入価格と二つの価格が同一金量について並存することになった。そしてこの際生ずる日銀の損失は政府がこれを負担して、無利子の借入金証書を発行することとした。さらに同法は将来日本が金本位に復帰する場合を予想し、かつ、その際いわゆる平価切下げが行なわれることを予想して、その場合、日銀が買入れた金について利益が生じたときは、その利益を政府に納付せしめ、これと引替えに政府は借入金による債務を償還すべき旨が定められた。

注1 高橋是清著「経済論」P.423

注2 「世界の大勢がそうやって来ているから為替の統制をすることはやむを得ないのではないか、そういう私の思想的転換があったのです。それを高橋さんと相談してどうしても国家が国際金融の統制をとってゆかなければならないといった。それには国家の法令を出してはつきりした基準をつくる必要がある。そういうことで法律をつくることを考えたわけです。」(昭和財政史談話会 青木一男述)

第3章 高橋・藤井財政下の大蔵省

第1節 農村不況と財政金融施策

日本経済は井上蔵相の緊縮政策のもとで世界恐慌の波動を受けて深刻な不況に見舞われたが、不況は農村において特に尖鋭で悲惨な様相を呈した。すでに第1次大戦後の慢性的不況の中で窮迫しつつあった農家経済は、国際的な恐慌と国内の工業恐慌のうえに、昭和5年の大豊作による米価の大暴落に見舞われた。6年は凶作であったにもかかわらず、米価は回復せず、文字どおりの飢饉となった。特に冷害に襲われた東北・北海道地方、繭価の暴落の打撃を受けた養蚕地長野・北関東では、農村疲弊はその極に達した。欠食児童や子女の身売りがどの地方でも多数に上って、社会問題化し、農村不況が原因となって社会不安は著しく高まった。そして5・15事件に農民決死隊が参加していたことにもみられるように、激しい農業恐慌に伴う農村不安は右翼や軍部の政治運動の基盤となったのである。そこで5・15事件後成立した斎藤内閣は、窮迫する農

民経済を救済し、農村不安を鎮静することを中心的政策に掲げた。この内閣によって救農議會(第62臨時議會)が開かれるや、農民救済の請願が相次いで殺到した。議會も「農村救済決議案」を可決して、政府に救済対策の樹立を求めた。そこで斎藤内閣は、農村救済土木事業を根幹とし、農家負債の整理、米価の維持および農村金融の拡充等を内容とする時局匡救対策に本腰を入れて取り組み、その計画を次の第63議會(「時局匡救議會」といわれる)に提出した。こうして、農村救済対策が着手されたのである。ここでは農村救済対策のうち、大蔵省が関係した財政金融施策について述べることにする。

1 時局匡救予算

斎藤内閣は第62議會終了後、直ちに関係大臣による5相会議を開いて時局匡救計画の基本方針を決定し、具体案の作成を急いだ。時局匡救事業として計画されたものは、農村救済の土木事業を中心とし、農村の負債整理、農村金融の拡充等を目的とした諸施策である。匡救事業は各省ごとに中央・地方を通ずる計画として検討が進められた。そして大蔵省は、これらの計画に要する各省の経費要求に基づいて時局匡救予算の編成に着手した。

前にも述べたように、高橋蔵相はこの時局匡救費により増加する財政支出については赤字公債によってまかなう方針であった。時局匡救予算は窮迫した農村経済を救済するための財政措置であったが、それは同時



時局匡救決議案可決の報道

に公債の増発によって調達される財政資金の撒布を通じて景気回復を図るための政策的支出でもあったのである。時局匡教予算はこのような見地から社会各層から強く要求されたものであったけれども、各省からの予算要求に対する大蔵省の査定は必ずしも寛大ではなかった。それは次の点が考慮されたからである。第一は、すでに満州事件費の激増のため予算は膨脹しつつあり、インフレを避けるためには時局匡教費に多くの支出を向けることができなかつたこと、第二に、要求経費が支出された場合、農民や中小商工業者の所得あるいは資本的設備を確実に増加させる効果があるか否かという観点から検討した場合、かなりずさんな計画が多かつたこと、第三に、時局匡教に名をかりた便乗的な要求があつたこと、第四に、大蔵省は時局匡教費をその性質上短期間のものであり、全くの臨時費と考えていたが、要求経費の中には経常的な性格を有するものが多く含まれていたことなどの点である。

昭和7年8月の第63臨時議会で提出された時局匡教予算は継続費として向う3カ年にわたって支出される計画であり、このほか政府は3カ年にわたり低利資金を放出して銀行および産業組合の不動産に固定した資金を流動化し、また資金融通にあたる不動産銀行および産業組合中央金庫の損失を補償するという融資計画が加えられている。これらの時局匡教事業に放出される資金は、

- (1) 政府の時局匡教予算3カ年通計額6億円
- (2) 政府の低利資金の融通を受けて実行する地方の時局匡教事業費3カ年分2億円
- (3) 政府補償の不動産金融資金5億円、産業組合金融疎通資金1億円、農村および中小商工業者の負債整理のための元利償還資金、中小商工業者の産業資金等政府資金の融通額3カ年総額8億円(地方経費融通分控除)

以上を合計すれば、向う3カ年間に使用される匡教資金は16億円、このうち中央・地方を通じて直接に財政的負担になるものは8億円というのが、政府のたてた匡教計画の総額であった。一般会計の負担となる時

局匡教予算はこのような匡教事業の中心をなすものであり、その内容は内務・農林両省所管の土木事業が大部分を占め、それに義務教育費国庫負担の増額、農林経済更生施設費等が含まれていた。

この予算の具体的な支出計画は当初から8億円全額について決められていたわけではなく、7年度に具体的に決められた一般会計負担の支出計画は7年度～10年度で2億3,500余万円、そのうち7年度支出額は1億6,300余万円であり、これに特別会計1,300余万円、地方負担8,700余万円を加えた合計2億6,300余万円が支出された。次いで8年度には新規事業が追加され、一般会計の計画総額は4億円をこえ、8年度支出額62億1,300余万円と前年度より増加した。同時に地方の事業費も著しく増加した。しかし、9年度になると巨額の赤字累積が憂慮されて赤字の抑制を予算編成の目標とし経費の節約を図つたため、時局匡教計画も縮減されるに至つた。すなわち、一般会計の支出額は圧縮され、その分の負担は地方に肩代りされた。これによって3カ年度を通ずる一般会計負担額は当初計画より1億円減少して5億円、地方負担は当初計画より1億円ふえて約3億円となった。そして10年度予算の編成にあたり、この時局匡教予算は、歳計収支の均衡回復のために、ついに打ち切ることが閣議で決定された。

こうして7年度から農村不況の打開のため登場した時局匡教予算も、軍事費の膨脹の犠牲となって当初計画より縮小され、9年度限りで打ち切られた。そしてこれ以降、予算膨脹の主役はもっぱら軍事費が占めることとなるのである。この匡教予算は縮小されたばかりでなく、その多くの部分を労賃として農村におとすという当初の計画は十分実現せず、農民にとっては期待されたほどの積極的效果があつたかについては疑問があるとされている。けれども3年間に8億円の財政資金が農村に散布されたのは未曾有のことであり、これにより農村における過剰労働力を吸収し、景気回復の原動力とした効果は大きかつたといえよう。

2 農村救済の金融立法

時局匡教予算の編成と並んで実施された農村救済対策は、不動産の資金化および農村の負債整理を目的とした金融面における立法化措置であつた。

農村不況の結果として地方銀行中には資金の固定をきたしたものが多く、農村金融・中小企業金融は著しく梗塞した。この状態を救済する方法として不動産資金化と中小企業への救済融資が強く唱えられるに至つた。高橋蔵相自身も不動産銀行の活用による不動産資金化を金融政策の主要項目としてあげており、農村救済のうへから地方金融界の安定を図るため、まず地方銀行の不動産抵当債権を資金化してその固定した資金を流通化する方策として、7年4月2億円を限度として預金部から勧業銀行、農工銀行および北海道拓殖銀行に資金を融通する措置をとつた。次いで、政府は時局匡教対策の一環として固定不動産資金を流通化する立法措置を決定することになった。それは「不動産融資及損失補償法」(昭和7年法律第24号)と「産業組合中央金庫特別融通及損失補償法」(昭和7年法律第32号)である。

前者は第63議会で通過して7年9月成立し、次いで同月大蔵省令第33号をもって資金融通に関する規程が制定され、10月から施行された。これによれば勧業、農工または拓銀は、銀行から不動産融通の請求があつた場合、その所有不動産抵当または債権質あるいはその債権肩代りの方法により、各特殊銀行法規によらず、大蔵大臣の定むるところに従い鑑定価格いっぱいを貸し付けることができるのであつて、この融資によって融資銀行が損失を受けた場合には、政府はそれに対して1億円を限り、その損失を補償するほか、融資3銀行は預金部に対し不動産融資の資金として債券の引受けを請求することができる。この融資は3年に限られ、融資期間は5カ年を越えることを得ない、というものであつた。同法は6年3月に公布された不動産抵当証券法が市街地に限って実施され、地方銀行においてはほとんど実施されなかつたため、これに代り一時的救済方法として実施されたものである。

同法の運用方法に関しては、大蔵省はだいたい次の方針でのぞんだのである。すなわち、地方銀行が、自分と関係の深い姉妹会社等の資金調達のために不動産融資を受けるといふような情実関係の融資は厳重に取り締り、その使途に関しては經由銀行をして厳重に調査させることにし、休業銀行への融資に関しては、整理開業の見込みのないものは同法の適用はできないこととするが、該銀行の清算に際し不動産債権を他の銀行に譲渡し、それによって更生する場合は、大蔵省の認可により同法の適用を受けることができることにした。

後者もまた同様の趣旨で前者と同時に施行された。その要点は、産業組合中央金庫は所属の信用組合、同連合会に法の制限によらず、特別融通することができ、特融の損失補償額は3,000万円とする。資金融通の方法として、固定債権の肩代りは認められないが、無担保貸付金の質入れが許される点が前者と異なるほかはだいたい同じ制度であつた。

しかし、これらの立法による不動産融資は不振に終わった。前者の融資期間は2回、後者は4回も延長されたにもかかわらず、主要な融資銀行である勧業の受けた政府補償額はわずか25万円、産組中金の受けたそれは500万円に不足であつた。不振の原因は金融事情の変化のためであつた。時局匡教費の散布、低金利政策の浸透、米買上資金の放出により農村資金がふえ、地方銀行の資金事情が緩和したからである。こうして地方銀行は固定融資の流通化を必要と感じなくなり、結局この法の根本趣旨は失われたのである。

上述の特融法が地方銀行や地主の救済であつたとすれば、直接に一般農家の債務負担の軽減を目標にした救済立法は、農村負債整理組合法(昭和8年法律第21号)(昭和8年3月公布)であつた。同法の要旨は、当時総額4億円といわれた農家負債の整理を進めるため、部落を単位とする負債整理組合を設立し、組合は組合員のため経済更生計画をたて、またその債務条件の緩和を斡旋する。この交渉がまとまらないときは、町村の負債整理委員会の斡旋を求め、さらに金銭債務臨時調停法による調停をなす。また組合は負債整理計画

をたて、その履行を約した組合員に対して負債整理資金を貸与する。その資金について、市町村は預金部の低利資金を借り受けて総額2億円の限度で特別融通を行なう。融資による市町村の損失に対しては、府県が融資額の3割の範囲で補償し、さらに政府は府県補償額の半額を補償するという複雑な多段式な制度であった。なお負債整理による債務者の更生を図る目的で、金銭債務臨時調停法(昭和7年法律第26号)(昭和7年9月公布)も制定し、金銭調停をなす道を開いた。これと同時に立法された農業動産信用法(昭和8年法律第30号)(昭和8年3月公布)もまた農村金融の改善のために制定されたものである。

3 米価・糸価の維持対策

農村救済対策としてこの時期に実施されたもう一つの重要な施策は、不況によって暴落した米価や繭価を上げ上げるための財政的措置である。

もともと大正以降の農政は、財政資金による保護政策が強化される傾向を強め、農業補助金とその有力な手段となっていた。しかし、第1次大戦前後の農産物価格の不安定、特に昭和にはいつからの不況による価格の暴落などに対しては、補助金政策だけでは十分対処することができなくなった。そこで財政資金による農産物価格の調節や財政資金の融資制度の拡充が農政の面から強く要求されるようになったのである。こういう要求に対して、高橋蔵相以前の時期には大蔵省は消極的態度をとっていた。それはこれらの政策が国庫負担を大きくし財政緊縮の建前をくずすと考えられたからである。昭和3年、田中内閣の時に立案された自作農法案(農地金庫をつくり、これが農地債券を発行して自作農創設を行なうという制度)が議会提出前に流れたのは大蔵省が賛意を示さなかったからであり、自作農創設維持助成特別会計や肥料管理特別会計の立案にあたって、大蔵省はできるだけ国庫負担を少なくすることを主張した。しかもこの2法案も結局は不成立に終わってしまった。すでに大正10年から実施されている米価調節のための米穀需給特別会計の運営について

も、財政負担をなるべく軽くすることが大蔵省の方針であった。

ところが高橋蔵相時代になってから、従来の方針はかなり緩和された。農産物価格特に米価の安定が農村救済対策の重要施策として取り上げられたばかりでなく、財政資金による米価引上げが景気回復政策のうえからも必要であるとされたからである。「経済の原理から申すならば、人のはたらきがすなわち富である。人のはたらきをあらわすものが物資である。物資の高くなるのは自己のはたらきが高くなることである。このはたらきに如何にして相当なところの価をもたせるかということの政策が根本政策である。そうするには農家の作るものの価が高くなるような政策をとってやらねばならぬ」というのが高橋蔵相の景気振興についての考え方であったのである。

米価調節のための財政負担について、大蔵省の方針が寛大になったことにより、米価維持政策は著しく進展した。これまで政府は米穀法の発動により幾度か米価の上げ上げを図ったけれども、操作の規模が小さくて下落の急勢を阻止する力がなかった。昭和6年米穀法を改正して政府の米穀買入れ、売渡しについて一定の標準を設け、需給調節の強化に一步を進めたが、これでも米価の低落に対して十分対処できなかった。そこでついに米価維持のため政府は全面的に米穀の統制にのり出すことになり、「米穀統制法」(昭和8年法律第24号)を成立させた。同法は米穀の最低価格と最高価格を公示し、その範囲に米価を維持するため政府は売渡しや買入れの申入れがあった場合には無制限に米の売買の操作を行なうことを定めたものであるが、これによって政府の売買操作の範囲は拡大し、それに必要な運用資金も増加することになる。そのため米穀会計の借入金および証券発行限度は米穀法時代の4億8,000万円から7億円に拡張され、9年にはさらに8億5,000万円に増額され、3億円の予備金も保有することになった。こうして米穀会計の運用により財政負担が重加する傾向は、望ましくはないがやむをえないものとなるようになったわけである。

府は生糸産繭の取引についても統制にのり出すことになった。そして12年3月に至り「糸価安定施設法」(昭和12年法律第16号)および「糸価安定施設特別会計法」(昭和12年法律第17号)を制定して、政府が生糸価格の売渡・買入価格を定め、この価格による生糸の売買操作を行なうために特別会計を設置したのである。かくて生糸についても米穀と同じく財政資金をもって政府みずからその売買に介入し、糸価の安定を図ることになったのである。

第2節 藤井蔵相と臨時利得税

1 昭和7年および8年における 税制改正の審議

前述のように高橋蔵相は増税尚早論者であって、財政支出の膨脹を赤字公債でまかなう方針をとった。昭和6年に井上蔵相のもとで立案された増税案を見合わせ、また景気回復のきざしがみえはじめるようになって、「折角伸びんとしつつある萌芽を剪除するの結果に陥る」として増税を避けた。そのため、高橋蔵相が就任してから約3年の間、増税は政府の政策とはならなかった。しかし、この間においても、大蔵部内では増税案はなお検討されていた。

高橋蔵相が井上蔵相の増税案の取下げを決定したのちも、主税局では増税あるいは税制改正の必要な時がいつか到来するだろうと考えて、その検討を続けた。すなわち、昭和7年には新たに税制改正案が部内で検討され、この案に基づく増減収の計算も行なわれた。

昭和7年10月には主税局で砂糖消費税改正案の検討も行なわれた。さらに高橋蔵相と三土鉄相との間で、直接税は増税しないが、奢侈税と郵便はぎの値上げによって一部財源を調達しようという相談も一時もち上がった。しかし、内閣はいっさい増税は行なわない方針を決めたので、この税制改正案は昭和8年度予算

には織り込まれなかった。

その後7年12月27日の閣議で、税制整理準備委員会の設置が決められた。この委員会は第64議会明けの8年4月から動き出した。委員会では、農民と工商業者の税負担の比較、外国の増税の研究、政府に提出されていた税に関する陳情書や請願書の検討などが行なわれた。主税局はこの委員会に税制改正の原案を提出するため、しばしば会議を開き、所得税の改正をはじめ、財産税、法人資本税、売上税、奢侈品税等各税目についての個別審議を行なった。また内務省は地方財政健全化のため昭和の初期以来交付金制度を強く希望していたが、内務省側とも地方税制についての協議が行なわれている。8年秋になって予算編成期にはいと、主税局では約1億円近い増税を含む税制改正案要綱を作成すると同時に、これによる昭和9年度税収見積りについても協議した。ところが、この増税案は高橋蔵相の採用するところとならず、実現されなかった。

昭和6年から8年にかけての時期には、増税案は政治の表面には出なかったが、事務当局においては石渡国税課長を中心にして熱心に税制の検討が行なわれた。その模様を、当時国税課事務官であった松隈秀雄は次のように述べている。

「昭和6、7、8年と3カ年統いて毎夏税制改正審議

会を作って種々の案を検討した。直接税・間接税について改正すべき点、新税はいかなるものを設けたらよいか、それらの点について広く外国の文献を漁った。又実際面における人の意見も聞かねばならぬというので、民間の陳情、請願類の分類表を作るともした。又監督局長からも意見を出させて、同時に監督局長会議にも税の事務上の会議を1日やることにした。

会議では忌憚なく論議された。監督局長は税の執行だけをやっておってよく知らない。しかし税制改正案を勉強して来ないと主税局の会議に出て槍玉にあげられるので、監督局長も勉強した。自分だけではできないので、部課長、事務官に案を作らせた。大蔵省としても上下或は中央・地方を通じて税制改正のことに相当頭を使ったと思う。私の方は今申しましたように、3年やって3年とも議案を議会に提出するに至らなかったのですが、3年の終りの頃になると、石渡さんがまた『税制改正をやるからひとつ毎週日を決めて集って研究しようではないか』とい出したとき、此方もひやかして『毎週ですか』というようになった。本当に実弾を撃って議会に提案して反対党の攻撃を退けて具体化するのならよいが、そうではなかった。当時は毎年秋になると陸軍の何



第36代大蔵大臣藤井真信

個師団かが対抗の機動演習をやったものですが、吾々の税制改正も『せいぜい機動演習程度です』とひやかした位です。しかしこの3カ年にわたる税制改正の研究および審議は決して無駄にはならなかった。』¹⁾

2 藤井蔵相の財政均衡方針と臨時利得税の立案

昭和9年7月、斎藤内閣が帝人事件を機に総辞職したあと、岡田内閣が成立した。蔵相には事務次官の藤井真信が就任した。藤井蔵相は浜口雄幸以来の大蔵省官吏出身の大蔵大臣であった。次官には津島寿一、その下に賀屋主計・中島主税・青木理財・川越銀行の各局長がすわり、岡田内閣の財政政策を推進することになった。それに、内閣書記官長は元大蔵次官の河田烈で、大蔵省としては政府と行政の連絡のとりやすい立場にあった。

岡田内閣は組閣早々「十大政綱」なるものを発表した。その中で、「……歳計収支の均衡回復に努め以て財政基礎確立のため最善の処置を執らんとす」という方針が明示された。

高橋財政の赤字公債発行による景気回復策がしだいに限界に達し、財政運営の前途は楽観を許さぬものが現われていたが、そういう事態を前にして財政収支のバランスを取り戻し、できるだけインフレにブレーキをかけたというのが、藤井蔵相をはじめ大蔵首脳部の心境であった。昭和10年度予算の編成に際して、大蔵当局としては、従来の非常時に名をかりる経費の要求に対して再検討を加え、収支均衡の再建を目標に、新規要求を極力抑制して、公債発行額を減少させることを根本方針とした。

大蔵省は、新規経費の要求にはきびしい査定を加える態度を打ち出すとともに、公債の発行を減らすために増税案の作成にふみきった。もっとも、この時期でも増税の方法については慎重な考慮がなされた。主税局の見積りでも当時の経済状態である程度の増税は可能であるとみられてはいたが、増税によって上昇しつ

つある景気を抑制することは注意しなければならないし、そのうえ一般的増税法案を当時議会で通過させることはきわめてむずかしい情勢であった。そこで藤井蔵相が立案したのが臨時利得税であった。

藤井蔵相の就任早々、内閣でも増税が問題とされるようになったので、大蔵省でもさっそく増税案が検討された。それは一般的な増徴ではなく、時勢の波によって特別な利得を得ている者に対して課税するものであった。すなわち、満州事変の影響を受けて一部の軍需産業は好景気を享受したが、他面では農村をはじめ依然として不況にあえぐ部面が多く、いわゆる凸凹景気の状態にあった。そこで軍需工業や為替安の波によって進展した輸出産業に対する一律の課税を目的とした増税が考えられた。このときに参考にされたのは、大正7年当時実施された戦時利得税であった。はじめ7,000万円程度の増税案が議題となったが、結局収取積3,000万円の規模の臨時利得税の創設に落ちついた。

ところが増税案の取扱いをめぐる、一混乱が起こった。臨時利得税は、収取額からいっても財界への影響のないよう考慮されたものだが、9年11月29日の新聞が一斉にこの課税案を発表したとき、財界に異常なセンセーションを起こし、株式市場に動揺を与えた。そしてこのころ藤井蔵相の私邸には、株式を下落させた責任をどうするのかというような脅迫状が舞い込み、私邸の警戒を厳重にするという事態になった。他方これよりさき、岡田首相は、8月8日の記者会談で非増税の方針を言明し、他の閣僚もそのように了解していたので、突然増税案が発表されるや、閣内にも不満の声が出た。

このような曲折を経たのち、臨時利得税法要綱は、11月4日の大蔵省予算省議で10年度予算案とともに最終決定され、藤井蔵相は岡田首相に説明したのちにその大綱を公表した。翌5日には予算閣議が開かれ、臨時利得税法も議題になったが、歳出が確定してから閣議決定するというので保留になった。この予算閣議に示された10年度予算の大蔵原案は、歳出総額20億4,200万円、公債発行額6億0,400万円、9年度に比較すると、

歳出総額において約9,000万円、公債発行額において2億0,700万円の減であった。これは赤字公債漸減を旨とする藤井蔵相の均衡財政方針を示すものであったが、軍部をはじめ各省はこの査定に服すべくもなかった。特に陸海軍の復活要求は猛烈をきわめ、予算の決定は大演習後の11月下旬に持ち越され、再三にわたる予算閣議で論議は深夜にまで及んで、紛糾を重ねた。この間、陸海軍省予算は再度にわたって追加され、そのため概算総額は21億2,200万余円に増加した。またこの年に起こった風水害のため災害予算が生まれ、予算はさらに膨脹した。24日の閣議で最終的に決められた10年度予算案は21億9,064万円、公債金7億5,235万円であった。これと同時に臨時利得税法も正式に決定された。藤井蔵相は財政の均衡回復を旨として奮闘したにもかかわらず、軍部の要求を十分おさえることはできず、そのうえ災害予算も重なって、結局公債の抑制は達成されなかった。しかし、懸案の臨時利得税の創設を決定し、これまでの公債依存一本槍の政策を幾分でも修正したのは藤井蔵相の特筆される功績であった。

この予算攻防戦で精魂を傾けつくした藤井蔵相は、日ごろ病身であっただけに過労のため病床に倒れ伏し、11月26日には岡田首相に辞表を提出するに至った。翌27日、藤井蔵相に代わって高橋是清が7度目の大蔵大臣に就任し、第66臨時議会に臨んだ。藤井蔵相はその後病状が悪化し、昭和10年1月31日に逝去した。

3 臨時利得税法の成立

再出馬の高橋蔵相は藤井前蔵相から予算編成方針を聞いた結果、臨時利得税を受け継いだ。高橋蔵相は増税や新税の創設には前々から消極的態度をとっていたが、この臨時利得税法は自分が推せんした藤井前大臣が立案し、閣議の決定も経て予算に組み込まれているので、これを踏襲することになったのである。²⁾しかし、蔵相は同時に五分利公債の低利借替えを中止し、一般的増税をやらないということをはっきりと声明した。

こうして臨時利得税法案は10年1月の第67議会上程されたのであるが、その審議はかなり難航した。この

法案の増税規模は小さかったのであるが、岡田内閣に対する政友会の反感が非常に強かったうえに、臨時利得税が近い将来における一般的増税の先駆をなすかもしれぬとの不安が一般にいだかれていたからである。高橋蔵相は議会での質問に答えて、この臨時利得税は一般的増税や財政の収支均衡のためではない旨を言明し、むしろ軍需によって多大な利潤を上げている企業に課税し、これにより景気回復の恩恵に浴さない農民や中小企業に社会政策的効果を及ぼすことに力点を置いた。臨時利得税についての基本的考え方が、藤井蔵相から高橋蔵相に変わったことにより、微妙に変化したことは否定できなかった。

臨時利得税法の政府原案に対しては政友会から修正案が提出され、その審議は、両院協議会に持ち込まれた。政府原案の骨子は、法人の利得および個人の営業利得が昭和5・6年の平均利益を超過する場合には、その超過額中、年2,000円を控除した金額を利得金額とし、これに税率10%の臨時課税をするというものであるが、これに対して次の点が修正された。超過利得算出の基準年度を昭和4・5・6年の3年とする。個人

の税率は8%とする。法人については、利得金額が年1,000円未満であるときは利得税を課さない。個人の利益金額1万円以上の場合には2,000円の控除を廃止する。ただし、個人の利益金額1万円以上の者の利得金が1,000円未満であるときは本税を課さない。施行期間は3年とするなどである。こうしてようやく臨時利得税法（昭和10年法律第20号）は第67議会最終日に通過成立をみたわけである。

注1 「昭和財政史資料 松隈秀雄述」

注2 当時国税課長であった大矢半次郎は次のように述べている（昭和財政史資料）。

「高橋さんが初めからおやりになっておられたならば果してこの臨時利得税を立案せられたであろうかと申すと、私は疑問に思うのであります。議会での答弁のなかにその片鱗があらわれています。すなわち、次のようにいっておられます。臨時利得税については藤井前大臣からその立案の理由を詳しく聞いている。しかし、この席で赤裸にその意中を打明けるのはよくないと思う云々と。これによれば、前大臣の藤井さんが非常に熱心であった。そのことを自分はよく承知しているからそれを踏襲したのだという具合に聞えて、自分でどうしてもこれをやらなければならないという信念から出たものとは受取れない節があったのであります。」

第3節 軍事費の膨張とその予算編成

1 予算編成に対する軍部の発言力の増大

満州事変開始以降、軍事予算をめぐる要求と査定攻防が予算編成の舞台で主役となった。事変の進展を背景にして満州事件費は次々に追加計上され、それに伴って兵備改善費をはじめとする陸海軍関係経費の予算要求は激しくなった。前に述べたように高橋蔵相は財政支出の膨張を公債でまかなうという積極政策をとり、軍事費の増加もやむをえないという考えであったから、軍事費のわくが広がることについて、大蔵省の査定方針も従来より寛大になったことはいうまでもない。それにしても軍部の予算要求は巨額に上り、財政

的見地から許容しうる範囲をはるかに越えていた。そこで軍部の要求と主計局の査定の攻防が毎年繰り返されることになったのである。

憲法に規定された「統帥権の独立」という軍部の特権は、予算編成の段階でも大きな圧力になっていた。そのため軍部予算の査定は特別な取扱いであった。各省予算の要求が行なわれる前に、大蔵省は陸海軍と事前の折衝を持ったが、軍内部では陸海軍省の予算担当官のところでは話がつかず、統帥部と話し合わなければ、予算額が最終的に決定しなかった。大蔵省としても、査定にあたっては、要求の内容の不合理や矛盾をつき、また要求単価の査定という方法で極力その要求

として、農村救済の必要を強調し、後藤農相も農村負担の軽減をはじめとする具体案を示した。しかし、財政の膨張をやめようとする蔵相は、農村対策に対する予算の裏づけを確約しなかったため、会議は実際上の効果を上げなかった。だが、こうした動きを通じて軍部は単に軍事費ばかりでなく、財政全般にわたって政治的干渉を加えはじめたことは誰の目にも明らかになった。

こうして、9年度予算は「非常時」のかけ声がやましく叫ばれる中で編成された。その編成方針も国防第一主義であった。大蔵省が11月17日の予算閣議に提出した予算原案は一般会計20億1,700万余円であったが、これは各省の要求を相当にけずったので、各省とも納得しなかった。ことに海軍は第2次軍備拡充計画として、4億4,000万余円を要求したのに対して、大蔵省は1億円余の査定をしたので、海軍は猛烈な復活要求を行なった。また農林省の農村対策費の要求も強く、この年も予算閣議は紛糾した。予算閣議は何回も行なわれ、特に海軍の強い不満で、内閣は予算のためにつぶれるのではないかと危ぶまれる状態であった。結局、最終的に決められた一般会計歳出は21億6,000万余円で前年に比し多少の減少を示しているが、これはこの年通信事業費を一般会計から特別会計に移したため、一般的な予算膨張の傾向はいっそう進んだのであり、軍事費の比重も43.5%へと増大した。いまや財政支出の膨張、収支不均衡の拡大が財政の前途に暗いかげとなつてのしかかっていたのである。

2 大蔵省の予算膨張抑制対策

軍部の政治的発言力が強まり、大蔵省の査定案も予算閣議で大幅に増額され、その結果予算はますます膨張するという状態は、昭和9年度予算の編成が行なわれるなかで、一段と進んできた。そのため大蔵部内では、この事態がこのまま推移すれば、やがて財政は行きづまりをきたし、経済も破綻するおそれがあると憂慮されるようになった。9年度予算の編成を前にして、主計局では賀屋予算課長が中心となって、財政の後年

を抑え、事務ベースで概算処理案を作ったが、それが予算閣議に出されると、陸海軍大臣はその席で猛烈な要求を繰り返し、それが通らない場合には軍部大臣は辞職のほかはないと圧力をかける有様であった。軍部大臣の辞職が起こると、これは内閣の生命にもかかわることであるから、大蔵省も強い態度で押し通すことはできなかった。

こうして満州事件費は6年度の7,000万円から7年度の2億8,200万円、8年度の2億円と増加、8年度から2億4,000万円の兵備改善費が加わり、総歳出中、軍事費の占める割合は6年度の30.8%から7年度35.2%、8年度38.7%へと急速に増大しつつあった。

だが、9年度予算の編成が始められるころになると、非常事態はさらに進んだ。昭和8年3月、日本が国際連盟を脱退し、1935～6年の危機（36年が海軍軍縮条約の終わる年）が唱えられるなかで、軍備拡張計画が一段と進んだからである。それは直ちに予算の編成に影響したが、ことは、もはや予算査定の段階で事務的に解決のつく問題ではなくなり、国防と財政・外交との調整をどうするかという政治問題に発展した。斎藤内閣は昭和8年10月に五相会議を開き、ここで斎藤首相・高橋蔵相・広田外相・荒木陸相・大角海相が集まって国策の調整が協議された。荒木陸相はきたるべき国際危機に備えて、海軍の補充計画を完成するとともに、陸軍の軍備を充実しておかねばならぬと主張し、大角海相も軍縮条約の満期後に備えて第2次補充計画が絶対に必要であると強調した。これに対して高橋蔵相は、軍事予算の膨張はいたずらに外国の警戒心を刺激し、外交工作の機会を少なくするばかりでなく、予算内容の国防偏頗が国民経済の均衡を破ることになるとして反対した。五相会議では、高橋蔵相らの反対により荒木陸相らの強硬論は通らなかったが、軍部はこれを機に予算編成に対して政治面から強力な発言力を示したわけである。五相会議のあと農村問題を討議するため、軍部の主唱で、首・蔵・内・農ら八相による内政会議が開かれた。ここでも荒木陸相は農村の窮乏によって農村出身者の8割近くを占める国軍の士気が阻害され

度見通しをたてる作業が従来の慣例に従って行なわれた。これは10年後までの歳出・歳入額を概算し、後年度の財政状態がどうなるかを予測するものであったが、その推計によれば、今後なお10億円程度の赤字が出る見込みであった。また当時財政的限度、つまり経済的破綻を起こさない程度の子算総額の限度はどれくらいかということも問題にされ、自由経済のもとでは23億円前後に抑えるべきだという結論が出されていた。主計局では、この23億という限度は最大の財政的限度には多少余裕がある線であるとみていたのであるが、若干余裕のあるところで抑えなければ、予算の増勢に対処できないと考えて、大臣にも事務当局の意向が伝えられた。こうした事務当局の算定のうえにたつて、高橋蔵相は「国防の充実には必要だが、なるべくこれを最少限度に止めなければ国の財力はたえ切れぬ。」と主張して軍部と争った。また蔵相は議会において次のように強調した。

「国民の経済力においてその力を実地に用いるだけの余裕がなければ、ただ形式的に国防だけが備わっても、権威を持たせるわけには行かない。だから外交と、国防、国家の財力、この3つのものが調整されて、はじめてその目的を達することが出来るのである。」¹⁾

岡田内閣が成立し、藤井蔵相が高橋蔵相に代わって登場すると、内閣の基本政策の一つに財政確立という項目が掲げられ、歳計収支の均衡回復に努める方針が明示されたのは、高橋前蔵相のもとで考えられていた大蔵省の意向が藤井蔵相を通じて示されたものであった。第3節で述べたように、藤井蔵相はこの財政政策の基調を10年度予算において示そうとして、臨時利得税の立案に多大の努力を払った。同時に公債発行額を漸減することにも努めた。公債発行の漸減方針はすでに9年度からとられ、新規発行額は8年度の11億0,500万円から9年度の10億6,300万円へと、ほんの少しではあるが、ともかく減らす方向に向けられはじめていた。この方向を昭和10年度にも続けたいというのが、藤井蔵相はじめ大蔵当局の意向であった。

しかし、公債についても軍部は増発を主張していた。満州事変開始以降、赤字公債の消化がだいたい順調にゆき、公債政策は少なくとも当面は成功しているようにみられた。そのため公債発行のわくをさらに拡大しても発行しただけ消化できるのではないかという議論が、軍部を中心として強く存在していた。軍部は公債発行20億円を主張していたのである。そこで、この20億円の公債発行が財政的にみていかに危険なものであるかを軍部にも一般にも納得させる目的で、公債の消化能力の実情を算定する作業が、藤井蔵相のもとで行なわれた。この算定は一般、特別両会計で10億円の公債を発行して、資金を散布した場合、それが生産や国民所得にどう影響を与えるか、国民の公債消化能力はどれくらいあるかなどについて計数的に算出したものである。そしてこの資料を新聞記者にも公表し、新聞をバックに世論の支持を受けることをねらった。大蔵省はこの計算をもって軍部の要求を抑える計数的基礎としたのであるが、他面インフレ論者に対しても、現在の公債発行額ならば公債の消化は可能で、インフレの心配はないということを示し、公債政策の妥当性を主張したのであった。

大蔵省としてはこのような準備をもって財政的限度を堅持した予算案を作成し、10年度予算の編成に臨んだのであるが、陸海軍はこれを不満とし、予算閣議で激しい予算攻防戦が行なわれた。このことは第3節ですでに述べたとおりである。

3 高橋蔵相の公債漸減主義と 昭和11年度予算の編成

昭和10年という年は、政治的に険悪な空気がいっそう濃厚になった年であった。すでに9年からワシントン条約廃止、ロンドン軍縮条約破棄をめぐって1935～6年の危機が強く喧伝され、在満機構の改組問題が起り、陸軍は対満行政にも介入しはじめた。10年にはい、第67議会で美濃部博士の「天皇機関説」が攻撃され、「国体明徴決議」が行なわれて、右翼勢力の攻撃はいっそう激しくなった。この問題は陸軍内部の派閥

のである。

大蔵省は予算査定段階ですでに軍部予算を特別扱いとした。すなわち、省議には一般各省の分のみを付議して、軍部予算案については大臣と次官・主計局長とで協議して決定するという変態的な取扱いであった。軍部との事務的折衝は次官と主計局長はじめ主税・理財の3局長があたり、大蔵省側から出向いていて予算の説明を行なった。もちろん大蔵省の査定に軍部は承服せず、折衝は長びき11月26日に至りようやく大蔵原案は予算閣議に持ち込まれた。査定原案の総額は22億4,300余万円、陸海軍の新規経費は4億0,500余万円であった。事務折衝の段階で最終的妥結をみていない点について閣議の決定にゆだねることはこの2、3年慣例となっていたが、この年の予算閣議は、さらにいっそう紛糾した閣議となった。そしてこの予算閣議は、軍部の激しい復活要求に対して、高橋蔵相が、「健全財政」の建前を固守して奮闘した最後の場面であり、大蔵省の歴史のなかでも特筆すべき閣議であった。ここにその顛末を記しておきたい。

第1回の予算閣議は11月26日に開かれ、この席で蔵相は陸海軍省に対し各1,000万円ずつの復活要求を認めるほか、事務折衝の段階で問題になっていた商工組合中央金庫予算の復活要求を認めるということを言明した。軍部の強い要求で最初から2,000万円の復活要求に応じたのであるが、これについては陸軍との事務折衝の段階で、望月圭介通相の斡旋により蔵相はあらかじめ増額を承認する用意をしていた。この2,000万円増額の財源については大蔵省としては赤字公債の増額を認めない立場をとっていたので、通信事業および帝国鉄道の各特別会計から資金を一般会計に繰替使用することでまかなわれることになった。しかし、川島陸相は、なお4,000万円の復活を要求した。これに対して高橋蔵相は次のように力説して、陸海軍の協力を要望した。

「わが国は天然資源の点から見ても資源に乏しく、果して孤立してよく自給自足をなし得るや否やは疑問である……。今わが国は産業において、貿易にお

抗争とからみあって複雑に展開し、8月には相沢中佐による永田軍務局長殺害事件が起こる。岡田内閣は政局の紛糾に処して、内閣審議会や内閣調査会の設置によって内閣補強を図り、国論を調整する緩衝機関を作ったが、政府内の調整はつかず、この間にあって軍部の主張はますます強大になっていった。

他方、経済情勢もまた容易ならざるものがあつた。赤字公債によるインフレが顕在化して、公債政策の行きづまりをきたす徴候が見えはじめてきた。8年度、9年度を通じて順調に行なわれてきた国債の市中消化は、10年夏ごろから困難となってきたからである。実際、10年度の日銀引受額6億6,100万円に対し、売却高は5億1,000万円であつて、消化率は前年度まで98～99%であつたのが、77.2%に急落する。そのため日銀は10年度末には1億5,000万円の国債をかかえることになったのである。状況の悪化はこのように10年度末になって数字のうえでもはっきりするが、すでに10年にはいったころには、雲行きはあやしくなっていた。

昭和11年度予算は、こうした情勢のもとで編成された。大蔵省は予算査定、復活要求の段階で従来よりさらに紛糾することを予想し、その期間を十分とっておくためにも、編成方針を10年6月24日、例年より早めに決定し、これは翌日閣議で承認された。この編成方針では特に公債漸減方針が強調され、そのため新規要求の圧縮、既定経費の節約を図ることが示された。高橋蔵相もこの方針決定後、記者会見を行なって公債漸減による「健全財政主義」を表明し、各省にも詳細な所見を図示した。次いで、7月26日には蔵相は公債政策について楽観論を戒める声明書を発表している。9年12月、10年度予算審議の第66議会では、漸減方針を固執しないと答弁していた蔵相も、いまや公債を漸減すべき時機が到来したものと判断して、その態度を鮮明にし、世の公債増発論者の誤りを正し、公債不消化から結果する悪性インフレへの危険性に警告を発したのである。こうして健全財政を堅持しようとする大蔵省と、従来にもまして強烈さを加えた軍部の要求との間の対立は、11年度予算編成においてその頂点に達する

第5期 恐慌からの脱出と大蔵省

いて、目覚ましい進展をなし、各国はこれに対し嫉視している。われわれとしては自分の国のことをよく考えねばならぬ。

従って、予算も国民の所得に応じたものを作らねばならぬ。財政上の信用というものは無形のものである。その信用維持が最大の急務である。ただ国防のみに専念して、悪性インフレをひき起し、その信用を破壊するが如きことがあっては、国防も決して安固とはなり得ない。いざ鎌倉の際、この用意と余裕がなければならぬ。翻って国内の状態を見ると、打ち続く天災によって国民は甚だしく痛めつけられている。社会政策上考慮すべき点は多々ある。軍部もこの点はよほどよく考えてもらわねばいかぬ。自分はなけなしの金を無理算段して陸海軍に各1,000万円の復活を認めた。これ以上は到底出せぬ……」この蔵相の発言は各閣僚をいたく感動せしめ、軍部大臣もこれに対してはなんら発言するところがなかったといわれるが、閣議でのこの発言内容が翌日の新聞に報道され、新聞もまた軍部をたしなめる論陣をはるに及んで、軍部はますます硬化した。

第2回閣議は翌27日午後から始まった。大蔵省は軍部が態度を硬化し強い要求を出す事態を予期して、赤字公債の発行はこれ以上増額しえない旨、高橋蔵相が報告した。この閣議では陸軍は4,000万円の復活要求を再び迫ったが、蔵相はこれを強硬に拒絶した。また同日津島次官は新聞記者との会見において、「赤字公債の増発は如何なる事情があっても絶対にやらぬ方針だ」と断言し、ここに軍部との正面衝突は避けがたく、「背水の陣」がしかれたのである。²⁾ 陸軍もまた同日夜、高橋発言に対する長文の反駁文を非公式声明として発表した。この中で陸軍は、「刻下の非常時性は主としてわが軍部によって作られたものであるかの如き口吻は、挙国一致を必要とする現下の情勢において、甚だ遺憾だ」とし、さらに「陸軍今次の予算は、現下のわが国の国防の重責を果すため、真に欠くべからざる恒久兵備の基礎的事項である。この真に国家国民を思うての従来及び今次の予算要求に対し、これ以上軍部

が無理押しをすれば、恐らく国民の怨嗟の府となるであろうという如き者ありとせば、真に国民に対し軍部を誣うるの甚しきものというべきである……」と述べている。

この声明は翌28日の新聞に掲載されるので、大蔵省としては同一紙面にこれに対する反駁の声明を載せるべきか否かについて検討した。しかし熟議の結果、新聞紙上で論争することは問題をいっそう紛糾に導くので、この陸軍声明は黙殺し、あくまで閣議で主張貫徹することに決まった。

こうしてすこぶる緊張した空気のもとで、第3回閣議は1日おいて29日に開かれることになった。しかしもはや実質的な折衝は大臣同士の取り決めより、むしろ舞台裏での事務当局間の交渉に移された。3回目の閣議にはいる前に、大蔵当局では、明日の閣議を最終として予算を確定しなければならぬが、それには四囲の事情からますます硬化した軍部の空気からして、ある程度の復活要求をのんで妥結するほかはないとする大局的な観測がなされていた。それで内々に赤字公債の増発によらない財源の捻出方法が検討された。大蔵案は、満州事件費予備金のうち500万円を陸軍省予算に組み替え、なお500万円を各省持寄りの財源でまかない、これによりさらに1,000万円の増額を認め、それをもって打ち切りとするというものであった。なお、大蔵省預金部の利益金の一部繰入れ、造幣資金からの繰入れなども腹案として用意されていた。高橋蔵相は、「この際、最後の措置として、他にどうしても財源がなければ赤字公債を若干追加する外はないのではないか」という意向に傾いていたが、事務当局の準備したこれらの財源捻出案を聞いて非常に喜び、既定方針をもって閣議に臨むことになった。

29日の閣議はまず、首・蔵・陸・海の四相会談から始まった。この会談で陸相は主張を緩和して、1,000万円の増額追加で妥協し、これを陸・海両省で配分することにし、赤字公債はこれ以上出さないという建前を認め、満州事件予備金の組替案も承認した。これでここでは大蔵省側の主張が一応通ったわけであった。

ところがこれらの閣議了承事項を整理するため、再び舞台が事務的折衝に移されるや、陸軍内部においてこの予算に不満の声が起り、意思の不統一がさらけ出された。そしてそれは陸・蔵両省の事務折衝の場に持ち出された。おもな問題は500万円の満州国防費分担金半年分を陸軍予算の財源にしたいこと、満州事件予備金の組替えに反対であること、作戦資材整備費の増額であった。これらの取扱いについては両者の事務折衝で意見の一致をみるに至ったが、なお陸軍側は参謀本部の強硬な態度でまとまりがつかなかった。問題の焦点は作戦資材整備費であって、継続費の年度割が7カ年度計画と決められているのを短縮して6カ年度にしてみたいというのが参謀本部の意見であった。川島陸相は閣議ではこの点に賛成していたのであるが、参謀本部の意向として6カ年短縮を強く要望した。大蔵省側は時間的余裕もなくなったことを懸念して、ついに6カ年短縮を承認した。この譲歩によっても、参謀本部では、青年将校連の強硬な意見によってなおもおさまらず、翌年度契約を可能にすること、医療機械等の予算計上、資材改善に伴う予算の再増額等を要求した。さらに杉山参謀次長は単身總理官邸に乗り込み、直接折衝を行なうという状況であった。

このような陸軍部内の意見対立により、事務折衝は非常に長びき、最終閣議が開かれたのは翌30日の午前7時であった。昭和11年度予算は、3回の予算閣議、しかも最後の閣議は実に17時間の徹夜閣議になるという記録的な長時間をかけて、ようやく閣議決定となった。

この間大蔵省は赤字公債の増発をしないという建前をとまかく貫徹はしたけれども、折衝のたびに軍部の要求は次々と提出され、これに対して増額追加を認めざるをえなかった。そしてその財源を各省から提出された特別会計その他の所管資金に求めた。まさに高橋蔵相がいったように、会計技術上「無理算段」をして軍部の追加要求に応じたのであった。

以上のような経過をたどり、第68議会に提出されるに至った11年度総予算案は22億7,800万円となり、前



2.26事件を報じた新聞記事

年度より6,200万円の増加であり、赤字公債発行額は前年度より6,920余万円を減少し、6億8,030余万円となった。歳出総額のうち軍事費は10億5,800万円で、45.8%を占めた。高橋蔵相をはじめ大蔵当局の「財政の生命線」を守ろうとした大奮闘にもかかわらず、その内容は軍事費中心の空前の膨大予算となったのである。³⁾

しかし、この予算は第68議会が解散したため不成立となった。閣議は不成立予算を引き継いで実行予算を編成する方針を定めたが、その実施を前にして、2・26事件が起こった。そして軍事費の膨脹を抑える大きな柱であった高橋蔵相は反乱部隊の凶弾に倒れた。この事件を転機として日本の政情は大きな転換を遂げ、高橋蔵相が文字どおり死守した公債漸減主義はここに放棄されて、日本の財政は新しい時期をむかえることになる。

注1 昭和9年1月25日貴族院本会議における高橋蔵相の演説

注2 津島寿一著「芳塘隨想」第9集 P.277

注3 昭和11年度予算編成における軍部と大蔵省の予算折衝の経緯については、主として津島寿一著「前掲書」による。

第4節 金輸出再禁止後の関税政策

昭和4年(1929年)秋アメリカに始まった大恐慌はほとんどすべての国々に波及し、各国経済を震撼した。金本位制への復帰と自由貿易を基調とした1920年代の世界経済は、この恐慌によって様相を一変した。恐慌に見舞われた各国は相次いで金本位制を停止し、為替管理を実施した。この嵐のなかで日本も昭和6年末金輸出再禁止を断行したことはすでに述べたところである。金本位停止は為替相場下落により輸出促進の作用をもつため、各国は他方では国内市場保護を目的とする輸入防止策を強化した。こうして関税引上げの傾向は各国の間に伝播し、さらに輸入割当て、輸入制限といった直接的な制限手段をとる国が多くなった。いまや自由貿易にかかわって保護主義が各国の貿易政策の基調となったのである。こういう情勢のなかで、日本の関税政策もその方向を変えることになった。

1 昭和7年の関税改正

昭和7年6月「関税定率法の一部改正法律」(昭和7年法律第3号)および「輸入税の従量税率に関する法律」(同年法律第4号)が公布された。これは輸入の防圧と国内産業保護の見地から、関税率の引上げないし手直しを行なおうとするもので、世界経済の大勢の変化に対応してとられたわが国関税政策の新方向、つまり保護主義の強化を示すものであった。

まず、関税定率法の改正によって、従価税の引上げが行なわれた輸入品目は次のものであった。

小麦、高粱、とうもろこし、澱粉、穀粉、バター、コンデンスミルク、パラフィンワックス、燐、クロール酸加里、カーボンブラック、ピッチ、アスファルト、コールタール、石絨、鉄、刃物、貨幣、懐中時計、医療品、自動車部品、内燃機関、木材。

前期で述べたように、関税率体系の根本的改正は大

正15年に行なわれ、その後わが国の産業の発展に応じて特定品目につき税率の手直しを行なう改正が、昭和4・5・6年の3回にわたって行なわれてきた。今回の改正は、各国が競って関税障壁を高める傾向が生じてきたため、わが国としても早急に保護を必要とする特殊の品目について関税率の引上げを行なったもので、これまでの改正よりもいっそう保護主義的色彩を強めた改正であった。

次に輸入税の従量税率に関する法律は、金輸出再禁止後に生じた従価税と従量税との不均衡を是正する措置として、特定物品を除き従量税を一律に35%引き上げることを内容としたものであった。金輸出再禁止後の為替相場の低落により、輸入品の価格は自然騰貴することになり、この場合従価税は税額が増加することになるが、従量税はその性質上輸入価格に関係なく、依然同一の定額であるために、両者の間に不均衡を生ずる。これを調節するための改正が、今回の従量税率の一律引上げであった。当時わが国の輸入品の中で従価税品目は全体の3割あまりを占めていたが、輸入金額のうえではそれは9%足らずであった。したがって、従量税率の引上げは、実質的にはほとんどすべての課税品目に対し関税率を引き上げたと同じ結果になったのである。

2 通商擁護法の制定と発動

世界恐慌の影響を受けて欧米諸国の貿易がまだ沈滞しているときに、日本の輸出は金輸出再禁止後の為替低落によって着々と回復し、日本商品は世界のあらゆる市場に進出するに至った。日本の貿易政策はこれまでの輸入阻止策から積極的な輸出促進策に変わり、為替の低位安定政策を基調として、輸出補償制度や輸出組合の助成等の輸出振興措置をとった。そのため日本の

入制限および関税引上げを撤廃ないし緩和させることを目標として、日本側でも輸出の価格統制、数量制限、相手国物資の輸入増進等を承認しようとするものであった。

この協定主義による貿易に即応して国内の体制を固めようとしたものが、昭和9年4月に制定された「貿易調節及通商擁護ニ関スル法律」(昭和9年法律第45号)いわゆる「通商擁護法」であった。この法律の法文表現について大蔵部内で特に苦心をしたといわれる。その第1条は「政府ハ外国ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ対応シテ貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル為ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ関税調査委員会ノ議ヲ経テ期間及物品ヲ指定シ関税率法別表輸入税表ニ定ムル輸入税ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸入税ヲ課シ若ハ輸入税ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ヲ為スコトヲ得」というものであった。すなわち、政府は必要に応じて、(1)従価10割の輸入税の設定、(2)輸出入の禁止または制限、(3)輸入税減免の諸手段を議会の承認を得ることなく自由にとり得るのであって、国際通商戦の激化に対処するいわば伝家の宝刀ともいべきものであった。この法律は昭和9年5月1日より3カ年の時限立法として制定されたが、その後11年と15年に期間延長の改正が行なわれて、結局さらに6年間延長された。

日本はこの法律により関税政策上いつでも報復措置をとりうることになったが、実際に発動されたのはカナダとオーストラリアの場合であった。まず昭和10年7月勅令第208号をもってカナダに対し同法が適用され、従価5割の輸入税増徴が行なわれることになった。次いで昭和11年6月、オーストラリアに対しても輸入制限と関税引上げ措置がとられた。

輸出は7年から増加を示し、8年から9年にかけてめざましい躍進を遂げたのである。この輸出の躍進は日本をいち早く恐慌から立ち直らせる一つの要因となった。しかし、日本商品の海外への進出は世界各国の恐怖の種となった。世界恐慌以後、関税引上げや輸入制限の傾向が強まったことはすでに述べたが、この各国の輸入防圧の主たる目標が直接日本商品に向けられたのはいうまでもない。オタワ会議後、英帝国経済ブロックが強化され、まずブロック内各国で日本品進出阻止の火の手が上がった。インドの綿布関税引上げ、日印通商条約破棄にはじまり、カナダ・エジプト・オーストラリアでも締出しが行なわれ、また蘭印も強硬な日本品排撃にのり出した。アメリカでも日本品は不当廉売法の適用を受け、輸入禁止に陥る品目もあった。こうして日本の輸出は各国の強硬な日本品排撃にあって、しだいに伸び悩み状態になったのである。

この事態に対処して、大蔵・商工・外務の各当局は輸出促進一つにしばられたこれまでの通商政策、関税政策を再検討せざるをえなくなった。いまや、輸入制限競争が激化するなかで、いかにして海外市場を維持するかが新たな問題となった。そしてこの情勢のなかでは通商政策は互惠協定貿易を建前とする方向に進まざるをえず、関税政策もそれと歩調を合わせて、報復関税の採用と協定主義に基づく貿易拡大のための関税措置を中心とすることになった。それはまたロンドン国際経済会議が失敗に終わった後の世界貿易体制の基調でもあった。

政府は昭和9年にはいつてから、日印会商、日英会商、日蘭会商等を開催して、貿易協定の締結への努力を重ね、また日米間には鉛筆、まぐろ、マッチについて貿易協定を成立させ、日英間にも電球貿易協定が成立した。これらの交渉ないし協定は、相手国の対日輸

第5節 満州国の建設と大蔵省の対満行政

1 満州建国と大蔵省官吏の満州転出

満州事変勃発当初、日本政府は満州に対して領土的野心のないことを世界に宣言しており、また9カ国条約や国際連盟等国際関係に対する顧慮もあり、現地の情勢の進展に警戒的態度であった。しかし、前々から満州の独立を計画していた関東軍は、事変が起こってからわずか1カ月ばかりの間に、奉天・吉林の各省に自治政権を樹立した。日本政府は現地の計画を抑制する力はなくこれを黙認していた。奉天省政府は昭和6年10月25日に成立したが、この政権にはすでに朝鮮銀行の色部質理事（井上蔵相のとき大蔵省から転出）が財政庁顧問としてはいり、予算編成の仕事にあたってきた。

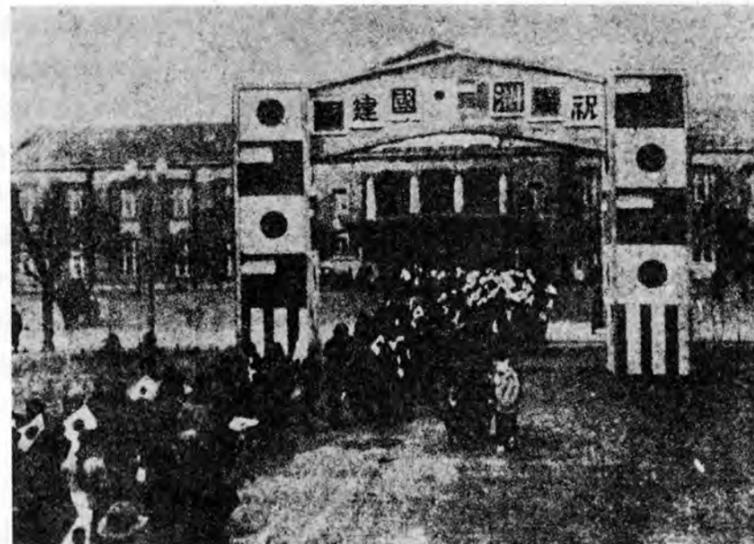
昭和7年1月の錦州占領により一応全満州の軍事的占領をなし遂げた関東軍は、満州に独立国家を建設する計画を積極的に進めはじめた。独立国家建設の計画は、リットン調査団の来訪前に（リットン調査団は国際連盟が満州の特殊事情を強調する日本の主張を实地検証するため派遣したもので、4月に来訪が予定されていた）満州の中国からの分離という既成事実を作り出すため急速に進み、3月1日に満州国が成立した。そして日本政府（斎藤内閣）は9月15日満州国を正式に承認、日満議定書に調印して共同防衛の約定を結んだ。この承認に先だって大蔵省は満州国の財政金融行政を指導するため、6月末数名の幹部職員を満州に

転出させた。各省からも行政の専門家を派遣することになったが、その先鞭をつけたのは大蔵省であった。

満州国ができる、同国から財政部を創設するため幹部職員派遣の依頼が大蔵省に届いた。大蔵省の考え方は、満州国ができた以上、日本の政府はあらゆる援助をしなければならない。これを援助する以上、専門家を派遣して良い指導をしなければならないというものであった。そこで、人選の結果、星野直樹以下7人の職員派遣が決定された。そのポストは、財政部次長（大蔵次官にあたる）、主計次長（局長）、理財次長、文書・国税・関税・会計の各司长（課長）であった。

2 満州国の幣制統一

満州建国にあたって、大蔵省が携わった最も重要な問題の一つは、通貨制度の改革であった。建国当時満州には内外各種の通貨が流通し、不換紙幣の濫発と貨幣価値の暴落により通貨制度は混乱をきたしていた。



新京における満州国溥儀執政の就任式場

はり支那全体の方に将来経済上の取引が十分に発展してゆかねばならない。日本だけを目標にして満州の幣制を定むべきものでない。その見地から満州国は銀本位が良いと考える」と答え、銀本位が満州の実情に適しているという見解を表明した。これに対し関東軍は銀本位は混乱を避けるための臨機の措置であって、適当な機会に金＝円本位とするのが当初からの計画だとして、高橋発言に抗議すると同時に、現地では、鈴木顧問（元鮮銀副総裁）を中心として幣制改革の立案にのり出した。8年4月8日、関東軍特務部は関係者を集めて会議を開き、「貨幣の単位を円と称し、1円は日本金貨幣1円と同価格とす、紙幣はその表面価格をもって日本通貨と交換す」と貨幣法を改め、3カ月の猶予期間において実施することを提案した。関東軍は一刻も早く満州通貨を円系通貨に組み入れたいとしていたのである。したがって、満州国政府側はこの提案に対して強く反対し、貨幣制度に関する現地の意見対立は再び表面化したのである。

大蔵省は当初から満州国通貨の混雑を整理し、統一通貨による価値安定を第一の目標にしており、これを直ちに金＝円本位制にすることは全然考えていなかった。したがって、このときも本省から青木国庫課長と新木日銀主事を現地に派遣して関東軍を説得し、幣制改革の計画を思いとどませたのであった。

こうして満州国政府は民衆に多年なじみのある銀系の「現大洋」を基準とする銀行券を統一通貨とし、昭和7年7月から旧貨幣の回収を図った。旧紙幣の回収は昭和10年6月までにはほぼ完了し、通貨の統一という目標は達成された。ところが昭和9年夏以来アメリカの銀買上政策の影響で、銀価は世界的に騰貴しはじめた。そのため満州国通貨の価値を銀に結びつける政策を持続すれば、物価の下落を招致し、経済的影響が大きくなるという懸念が強まった。10年にはいって銀価の騰貴がますます脅威となったので、満州国政府は銀との連繫を断ち、純然たる管理通貨制へ転換することに決定した。これを契機にして、満州国政府は、満州国通貨を円系通貨に切り替える時期にきたと判断し、

そこで、中央銀行を設立して通貨の統一にあたらせ、新国家の財政経済の基礎を確立強化することが最大の急務とされたのである。

新たに通貨制度を定めるについては、通貨の基準を金本位とするか、銀本位とするかが論議の焦点となった。この問題を検討するため、満州において現地の専門家、関東軍関係者が集まり、また内地から学者も招かれて、幣制に関する委員会が開かれた。ここではおもに朝鮮銀行の色部理事は金本位説を主張し、正金銀行系の斎藤満鉄理事は銀本位説を可として意見がわかれた。論議の末、対外貿易の円滑を図り、国内通貨の動揺を防止するとともに、日本資本の流入を促進するためには金本位制を理想とするけれども、現実の問題としては幣制の混乱を整理・統一することが当面の急務であり、このためには幣制の急激な変革を避ける必要があるとして、旧来の標準貨幣を尊重して銀本位とすることに決まった。そして昭和7年6月21日貨幣法が公布され、純銀量目23.91グラムをもって価格の単位とし、これを円と称した。本位貨幣は鋳造されず、中央銀行の発行する法律上兌換の義務のない紙幣をもって法貨と定めるという貨幣制度であったから、銀本位といっても、初めから兌換が停止されていたのである。中央銀行は正貨準備として通貨発行高の3割以上を銀塊、金塊、確実な外国通貨または外国銀行に対する金銀預金を保有し、保証準備として公債証券、政府の発行または保証した手形、そのほか確実な証券もしくは商業手形を保有するものと定められていたが、満州国政府は日本側から2,000万円の借款を得て、これを満州中央銀行の発行準備金に充当したのである。³⁾ なお、満州中央銀行は7年6月15日に成立された。

この貨幣制度は現地の意向が強く反映して決められたものであるが、大蔵省も銀本位説を強く支持していた。高橋蔵相は衆議院予算総会(昭和8.1.27)で満州国の幣制に関する質問に対し、「満州建国当初から将来日本と本位を同じにして金本位にすべしという意見があった。しかし自分はその当時から満州の通貨を日本と同じにするのは考えものである。……、満州国はや

貨幣制度の再検討を始めた。当時日本の為替は対英1シリング2ペンスで安定を保っていたこと、銀の高騰により銀本位を続けていた中国の経済が混乱していたことが、その大きな動機であった。満州国通貨の円為替本位化への転換にあたっては、日満通貨の等価維持が不可欠の前提とされ、当時対日相場が騰貴していたため、通貨操作が行なわれた。こうして昭和10年9月に至り、日満為替は「パー」を示すに至つたので、11月2日から日本円にリンクされることになった。大蔵省もこれを援助する方針をとり、11月4日の閣議で、満州国領域内に流通する本邦側銀行券は適当な時期に国幣(満州通貨)に整理・統一させ、国幣の価値安定および幣制統一に協力する方針および実行要綱を決定、これを発表した。その内容は次のごときものである。

- (1) 満州国側としては、現在に於ては国幣の対外価値の事実上の安定を図り、将来世界主要国の通貨制度再確立の際には何時にても、合理的なる水準をもって法律上の安定を為す方針の下に之が為必要なる準備を整ふること。
- (2) 本邦側としては、本邦側銀行券をして将来適当なる時期に国幣に統一整理せしめ、依つて国幣価値の安定に資するを適当とすべし、然れども右統一に当りては日満経済の連繫殊に日本よりの投資に対し、支障無からしむる様、最善の措置を講ずるの要あるのみならず、治外法権の撤廃、附属地行政権の調整乃至移譲、幣制統一後における本邦側銀行に及ぼす影響及之に対する措置等関連研究を要すべき重大案件あるを以て之が実行には最も周到なる準備をなすの要あり。

注 関東州は経済上満州国と密接不離の関係あるを以て両地域に別個の幣制を採るは實際上相当の不便あるべきも、国幣を法貨として関東州に流通せしむることは我が法制上疑義あるを以て関東州は本案に依る幣制統一区域に含まざるものとす。

この方針のもとに、満州国側がとるべき方針として、為替管理の実施、財政の均衡、国際収支の改善、発券準備の充実、対日相場の安定等をあげ、日本政府がとるべき方針として、朝鮮銀行の満州国における営業の

統制特に付属地外における鮮銀券発行の廃止、満州の為替管理の実効を上げるため、日本側の為替管理の運営に対する考慮、正金銀行と朝鮮銀行との必要な協定、在満本邦官民の国幣使用等の措置が決められた。

この決定に基づいて満州中央銀行と朝鮮銀行との間に業務協定が結ばれ、鮮銀は業務上必要な国幣資金はこれを鮮銀券と等価で中銀において引換調達し、中銀の金円資金は原則として鮮銀に集中預金し、中銀の対日送金は鮮銀を経由することとなった。他方、満州国政府は12月10日から為替管理法を実施した。ここに満州国通貨は円系通貨となったのである。

3 対満投資政策

日本の海外投資はその歴史的・地理的条件によって明治以来、中国特に満州に集中し、満州事変勃発の昭和6年現在においては全海外投資額の78.4%が中国本土および満州に向けられており、このうち約60%が対満投資となっていた。それゆえ、その動向は日本の経済政策、外交政策を左右する重大関心事であった。満州事変は、この投資を武力によっても確保し拡大しようとする勢力が日本の政府をリードした結果起こったといつてよい。そして事実、対満投資は満州事変を契機として画期的な増大をみるのである。

満州建国後の対満投資は「満州経済建設要綱」に従つて行なわれるようになった。この要綱は建国1周年を期して満州国が発表したもので、「我国経済の建設に当りては無統制なる資本主義の弊害に鑑み、これに所要の国家的統制を加へ資本の効果を活用し以て国民経済全体の健全且澁刺たる発展を図る」ことを方針とし、「国防的若くは公共公益的性質を有する重要事業は公営又は特殊会社をして経営せしむることを原則とす。」という方針を規定している。これによって民間資本の対満投資は強い国家統制のもとにおかれて、その自由な活動を制約され、投資領域も重要産業以外のものに限定されることになったのである。このような方針は、既成財閥に反感をもつ関東軍およびこれに同調する現地の財界の意向を反映したものであり、満州の経済開

発を軍部のイニシアティブによる国家統制のもとにおし進めることをねらいとしていた。そのため、この要綱の発表は内地における民間資本の対満投資を逡巡させることにもなった。

このような現地側の投資受入体制に対して、大蔵省は当初情勢を静観する態度をとっていた。対満投資の促進には満州国における財政の確立、通貨の安定が基礎であるという方針をとり、満州国債の引受け斡旋、幣制の統一等に力を注いだのである。しかし、民間資本投資を国家が統制することは、投資意欲を阻害するものとして懸念されていた。このことは、先に述べた満州国の幣制問題に関する大蔵省の意見書(昭和3年8月27日付で青木国庫課長から関東軍小磯参謀長に提出)の中に現われている。現地の円本位移行論者が、対満投資が進捗しないのは日満通貨が共通でないからであると主張しているのに対して、同意見書は、「対満投資の尚遅々として進まざるは建国早々の今日已むを得ざる所なり。今後治安が更に回復し事業の基本調査進むに従ひ漸次資本も流入すべし。又今日迄各種産業中如何なるものが両国政府の何れかに依り統制せられ、如何なるものが個人の自由企業に開放せらるるやも明ならざりしことも本邦資本誘引の一障害たりしこと明なり。」と述べ、民間資本の自由に活動できる投資分野がはっきりしないことが対満投資を阻む原因であると指摘している。さらに同意見書は本邦資本の対満進出に便宜を与える方策として、(イ)日本においては国幣をもってする投資の普及発達を図るため国幣有価証券の取引市場上場の途を講ずること、(ロ)満州国においては円資本による企業組織に対しいっそう寛容の態度をとること、の2点を考慮すべきであるとしている。この意見書は幣制問題に関する見解が中心であったけれども、その中に国家統制による開発方式に対する大蔵省の批判的見解をみることが出来る。満州国側はその後民間資本の対満投資の促進を図る対策として「一般産業に関する声明」(昭和9年6月)を発表し、統制事業と自由業の範囲を明示して資本導入策をとらざるをえなく

なった。

しかし、概して建国の昭和6年から11年までの間は、満州の経済開発は「経済建設要綱」にみられるような強い国家統制のもとで、国家資本と満鉄資本を中心にして進められた。もちろん、このような政策のもとでも内地からの対満投資は激増した。昭和7年から11年に至る5年間の投資増加額は11億円に達し、11年の投資件数は事変前の5年に比べてほとんど倍増していた。けれども投資対象の大部分が満鉄、満州国政府、各特殊会社に集中したのがこの期の特色であった。

ところが12年以降になると、日華事変の開始によって軍需生産力の急激な拡充が要請され、満州における重工業の育成が戦争経済遂行のうえから緊急の必要事となった。重工業の拡充のためには内地からの大量の資本導入が必要となり、民間資本の力によらねばならなくなった。12年からは産業開発5カ年計画が開始され、重要産業統制法によって自由企業の投資分野が明確にされた。ここでは従来の方針にみられた国家の強い統制を緩和し、民間資本の利潤保証と企業の保護によって内地資本の積極的導入政策がとられるに至る。その代表的な例が日産コンツェルンを母体とした満州重工業の設立であった。²⁾ こうして日華事変期にはいると、財閥資本の対満進出が相次いで行なわれ、対満投資はさらに一段と増加をみる。それと同時に日満を一体とする軍需生産力拡充が強化されるのである。

注1 色部貢によれば、2,000万円の借款は満州国から関東軍に申し込まれ、これは陸軍省に提出された。それで陸軍省から三井・三菱財閥に話した。その結果、三井から1,000万円、三菱から1,000万円、計2,000万円が朝鮮銀行を通じて満州国に貸付された。

注2 満州重工業の設立にあたっては、「その株主の利益を尊重し、今後民間資本をして安んじて対満進出をなさしめんがため」(設立理由書)民間株式の配当が年1割以内の場合は満州国所有の株式の配当は民間の半分とし、また会社設立後10カ年同社の事業いっさいの資金に対し年6%の利子と元本を満州国政府において保証する。さらに会社の配当率についても拘束しないという協定がなされ、利潤の保証が行なわれている。

第6節 明糖事件と帝人事件

昭和6年末に成立した犬養内閣は、組閣と同時に金輸出再禁止を断行して政策転換の第一歩をふみだし、高橋蔵相のいわゆる積極政策によって不況克服を図ろうとした。しかし、恐慌による経済的危機が国民生活に与えた影響は深刻なものがあつた。社会不安や政治不信は容易に消しがたかつた。こうした情勢の反映として、このころ多くの政治的事件が相次いで起こり、昭和7年の「5・15事件」によって犬養首相が暗殺されるという事態にまでたつた。首相暗殺による内閣瓦解という異常事態に直面して、政界上層部では、後継内閣首班の選定について慎重な考慮を重ねた結果、これまでの政党内閣主義を廃し、海軍大将斎藤実を首相に推せんした。

斎藤内閣は、組閣にあつて政友・民政両党の支持を求め、軍部・官僚・政党よりなる挙国一致内閣として、「5・15事件」のような不祥事件が再び起こることを避けながら徐々に事態をおちつかせるべく、穏健な政策を進めようとした。しかし、斎藤内閣のこうした態度は、全く別な立場の勢力からそれぞれ不満や反感をもたれ、内閣に対する攻撃がいろいろの形をとって盛んに行なわれた。

「明糖事件」と「帝人事件」も、こうした政治的背景を持つ事件であり、特に「帝人事件」は斎藤内閣を総辞職させる大問題にまで発展した。この二つの事件は大蔵省の仕事の本筋に関係あるものではなかつたが、当時の緊迫した複雑な政治情勢が、大蔵省にも波及したというものであつた。この二つの事件の間には深いかわりもあるので、ここにまとめて記すこととする。

1 明糖事件

昭和7年3月ごろから昭和8年へかけて約1年間、

主税局を揺り動かしたのみならず、大蔵省・司法省・内閣へと波及し、議会での論戦にまで拡大したこの事件の発端は、砂糖消費税の課税にあつて大蔵省が行政上の便法として、明治以来数十年間慣行としていた歩合査定という方法が、突然脱税だとして問題になつたことに始まる。すなわち、このころの日本国内における砂糖の生産は、主として台湾から粗糖を移入し、国内の各精製糖工場でそれを精製するものであつたが、この場合の課税上の取扱いは、原料(粗糖)免税、製品(精製糖)課税の方式がとられていた。製品課税の方式をとる以上は、精製糖の実量を調査して課税対象とする必要があるが、原料である未納税の粗糖の受払数量も検査しなければならぬといふところから、両方の数量検査を一方だけで済ませるといふ一種の便法が講じられていた。これが歩合査定で、あらかじめ調査したところによって粗糖から製造される精製糖の「歩留り率」(標準歩合)を定めておき、これを用いて精製糖の数量を測定して納税させる。税務官庁としては、原料である粗糖の取引数量さえ確認しておけば、その後は製糖会社に標準歩合で算出した精製糖の数量を申告させ、それによって納税するのを監督していればよいので、精製糖の実量を検査する事務を省略することができた。

この標準歩合方式は、精製糖工場の製造技術を向上させようという目的を持っていた。つまり、技術の改善によって標準歩合をこえる精製糖が生産された場合には、そのこえた数量(出目という)については納税することなく販売できるので、会社にとっては「出目」を多くするよう努力すればそれだけ利益が増すことになる。技術の改善をこうして奨励しながら、十分その実績があがると認められた場合に、標準歩合の改訂を行ない、適正なものに引き上げるという方針がとられ

ていた。

昭和年代にはいつから、主税局ではこの標準歩合を改訂する時期がきたとの判断から調査を始めた。一定期間を定めて、各精製糖工場に税務官吏を派遣し、その立会いのもとに各工場の「平均歩留り」を算出して主税局に報告させた。主税局ではこの報告を基礎として検討した結果、粗糖100斤から精製糖95斤と糖蜜3斤ができるという新しい標準歩合を定めた。

ところが、この調査期間中に明治製糖株式会社の川崎工場で、税務官吏の目を盗んで、精製糖工場に搬入したつていた粗糖の一部を隠匿し、これをひそかに精製糖にして秘密裡に販売してしまつた。このことが誰からか漏れ、しかもこれを材料に株の思惑で金をもうけようとする者の暗躍もあつて、昭和7年3月ごろ、明糖に不正事件がある、脱税事件があるといふ風評がたち始めた。検察当局がこの問題を取り上げ、明糖社長を背任罪の容疑で拘留したので、問題は世間の注目を集めることとなつた。しかし、警視庁で取調中であつた明糖社長は5月11日に至つて釈放された。この取調べでは会社の帳簿上の経理には不正は発見されなかつたようである。これでこの問題は一段落したかと思われたが、斎藤内閣に代つて間もない6月末になつて、東京地検の黒田検事が中島主税局長を訪ね、明糖には巨額の脱税があるばかりでなく、本件について証拠いん減のおそれがあるから直ちに告発するよう申入れをした。主税局としては、間接税の犯則についての権限は第一次的には税務官庁にあるので、税務官庁で調査し、それによって告発するか否かを決定すると答えた。

そして東京税務監督局の間税部が中心となつて犯罪事実の調査を行なつた結果、次のような大蔵省側の解決案をまとめ、これを司法省に示して協議を行なつた。すなわち、その解決案の主旨は、隠匿した粗糖から製造した精製糖の無申告取引だけを犯則と認め、それに対して罰金60万円の通告処分をする。したがつて、明糖がこの通告処分のとおり罰金を納めれば、それで明糖の犯則事件は終結するから、地検としてはこの事

件について再度の審理はしないこととする、というものであつた。

この大蔵省が示した解決案に司法省も同意したので、8月16日、川崎税務署長から明糖社長に罰金60万円を課する旨の通告を行なつた。ところが、この通告処分のことが同日の夕刊に報道されると、罰金額が少なすぎるとか、歩合査定は資本家を擁護するものであるといふような批判的意見が出され、これらがまた新聞紙上ににぎわすことになつた。

そして8月末の第63臨時議会でもこの問題が取り上げられた。大蔵省としては、司法省と協議した結果、明糖に対する今回の措置について変更することはない、歩合査定の基礎となつた標準歩合については目下調査中であるといふ大蔵・司法両省の妥協による答弁方針を決めて議場に臨んだ。大蔵省側からは中島局長に代つて主として石渡国税課長(のちの蔵相)が答弁に立ち、その活躍によって議会は事なきをえたといわれている。

議会終了後、内閣に明糖問題委員会が置かれ、大蔵・司法両省のほかには内閣法制局、行政裁判所、会計検査院の関係官によって善後処置について検討を重ねた。そして昭和8年1月委員会の結論がようやくまとまり、20日に内閣からその結論が発表された。その趣旨は、歩合査定そのものは違法であるとはいへない。したがつて、歩合査定によって納税済みであれば脱税問題は起こらない。ただ標準歩合の作定にあつては十分に慎重を期する要があるとともに、世間に疑惑を起ささせるような査定方法はできるだけ回避すべきである。といふもので、大蔵省の立場も認めるが、司法省の顔もたてるという政治的配慮からでた妥協的結論であつた。

この処置に対して、「明糖事件」を刑事事件として取り上げるかまへであつた東京地検は不満であつたといわれ、また大蔵省と東京地検の不和が噂されるようになつた。一方、先の議会で政府攻撃の材料としてこの事件を取り上げた議員たちにもあきたらぬものがあり、昭和8年1月末からの第64議会で再びこの問題

が取り上げられ、政府の措置は不当であるという攻撃が行なわれた。

大蔵省としても砂糖消費税の課税方法について検討を進めていたが、3月中旬に全国税務監督局の間税部長会議を招集し、従来の歩合査定慣行を廃し、簡易実量査定を行なう方針を決めた。そして実量査定の方法について4月7日に省議決定を行ない、同月15日以降実施することにした。

標準歩合改訂の基礎資料を得るための調査中に、明糖川崎工場で行なわれた不正行為は以上のような経過をたどり、砂糖消費税法の改正によってようやくこの問題に終止符が打たれることになったわけだが、この「明糖事件」の解決に対する不満が微妙な形で尾を引き、次の「帝人事件」へと発展していくのである。

2 帝人事件

昭和の大疑獄事件として世間を騒がせたこの事件は、前大臣・大蔵省官吏・台湾銀行理事・帝国人絹重役ら16名を被告とし、昭和9年4月の被告人検挙から予審・公判を経て判決（昭和12年12月）に至るまで4年近くに及んだ。その間、公判の回を重ねること265回、証人として喚問された者は予審と公判を通じて300余人に及ぶという大事件で、被告全員無罪という判決によってその幕を閉じた。

この無罪判決に際して「今日の無罪は証拠不十分による無罪ではない。全く犯罪の事実が存在しなかったのである」という裁判長の声明が発表されたのも異例のことであった。しかもこの判決に対して検事控訴が行なわれなかったこと、塩野法相が「判決の理由や、検事の面目問題に促われず、極めて大乗の見地に立ち思い切って控訴せぬことになった」という談話を発表したことも異例であった。さらに、この事件の担当検事がその責任を全く問われず、むしろ彼らが栄転したという点でも、この事件には疑惑を抱かせるものがあった。この点については事件後の議会でも取り上げられ、「司法ファッショ」という批判の声も出ている。

ともかく「帝人事件」の内容は複雑怪奇であるが、



帝人事件公判の新聞記事

この事件が斎藤内閣打倒のためにしくまれた政治的事件としての性格を持つというのが定説のようである。

この事件に関する文献は、事件当事者のものをはじめ関係者の証言、公判記録など多く残されている。この複雑な事件をこれらの資料に基づいて記述するには膨大な紙数を要するので、ここでは大蔵省にとってかわりのあるこの事件の要点のみ記すことにする。

「帝人事件」というのはいわば俗称で、台湾銀行保有の帝人株売買に関する背任・汚職・偽証事件なのである。すなわち、昭和8年5月、台湾銀行が河合良成を代表者とする買受団に同銀行所有の帝国人造絹糸株式会社の株式10万株の売買契約をしたのが、不当廉価の処分であるということと理由とする「背任被告事件」と、この契約の成立その他に関係した商工大臣および大蔵省官吏に対する「贈収賄被告事件」とを根幹とし、これに関連する三土忠造（前蔵相・文相・鉄相）の「偽証被告事件」が付随している。

昭和2年の金融恐慌の時、台銀は日銀から多額の資金融通を受けるとともに、鈴木商店に対する貸付金回収のための整理方針を定めたが、そのとき、鈴木商店に対する債権の担保の一部として帝人株22万5,000株を取得した。このうちその大部分である20万5,000株は、日銀に対する台銀の債務の担保として日銀に差し入れられ、適当の機会にこれを有利に処分して債務の

不当に廉価に帝人株を売却し、台銀に損失を与えたのは背任罪に該当するとして彼らを検挙し取調べを開始した。ところが、取調べが進むにつれ、この売買を成立させるために台銀当局者が関係方面に贈賄したという問題が出てきた。事件は意外な方面に拡大されていった。

5月19日に黒田大蔵次官が、翌20日には大野特別銀行課長と相田銀行検査官が、21日には大久保銀行局長と志戸本銀行検査官補がいずれも収賄容疑で検挙された。また、7月には中島前商相、9月には三土前鉄相が召喚され、取り調べられることとなった。

この贈収賄というのは、長崎英造および永野護の両名が帝人株買受運動が所期の成功を収めたので、買受契約や株の上場に関連し好意を示した中島久万吉・三土忠造および黒田英雄以下の大蔵省官吏に対し、台湾銀行の立場をも加味して謝礼をなすとともに、台銀幹部にも謝礼をしようとして協議した。そして長崎は、彼のほか河合・永野・小林の3名と共同して河合の秘書名義で引き受け、借入金担保として富国徴兵保険に差し入れてあった帝人株5,000株のうち1,300株を引き出し、これを台銀の高木理事に分配ならびに贈呈先を指示して渡した。高木は他の理事らと協議のうえこれを受領し、このうち400株を黒田に、300株を三土に、200株を中島に、100株を大久保に分配贈呈し、残り300株は換金して台銀理事らで分配するとともに、このうちから大野に7,000円、相田に5,000円、志戸本に2,000円を贈ったというのであった。

この贈収賄は、先に背任容疑で検挙された被告たちが検事の取調べに対して行なった自白に基づくもので、なんらの物的証拠もなかった。また、収賄容疑で検挙された被告たちのうち、大蔵省の大野・相田・志戸本の3人は終始一貫この事実のないことを主張したが、その主張は入れられなかった。さらに、初め証人として喚問された三土前鉄相は、検事の取調べに対して贈収賄の事実がないと主張したため、偽証罪に問われることになった。

三土の偽証というのは、三土は高木から300株を受

償却を行なうことになっていた。

昭和7年末ごろから、帝人株の値上りに伴って台銀所有の帝人株に目をつけ、その譲受を希望する者が動きはじめた。

台銀としては買手を厳選するとともに有利な条件で処分したいと考え、高木理事を中心に検討した結果、昭和8年5月末に、河合良成らの買受団との交渉がまとまった。

その売買契約の要点は、帝人株10万株を1株125円とし、1株につき1円の手数料を台銀側が支払う。買手は生命保険団と大阪綿糸商で、だいたい両者折半とする。支払いは即時現金払いとするなどであった。そして付帯条件として、帝人の増資、配当の3分引き上げ、帝人株を東西両市場の建株とする、買受団を代表して取締役と監査役の2名を選任するなどが決められた。この契約に従って台銀は日銀に1,202.5万円を支払って帝人株10万株を引き出し、買受人からの代金支払いと引替えに株券を交付し、6月中旬には名義書替えを完了した。

台銀はこの売買契約がまとまってから大蔵省銀行局と日銀の了承を求めているが、その報告を受けた局長および銀行局の担当官は、「何故もっと早く報告しなかったか」と詰問したという。しかし、これがのちに贈収賄事件に発展するとは思ってもかけないことであった。

ともかく、この帝人株売買は取引が終わった当時から経済界では問題にされていた。すでに述べたように、帝人株譲受けを希望して画策していた者があったからである。やがて「時事新報」の「番町会を暴く」という記事等で買受団を非難する声が出はじめ、この売買成立にあたって背任や贈収賄行為があったのではないかと疑う者も出てきて、議会でもこの問題が取り上げられるようになった。一方、検察当局でもこの問題に関する三つの告発状が出されたとして内偵を始めた。

このようにして、台銀所有帝人株売買の問題は「帝人事件」として発展することになった。検察当局は、昭和9年4月、台銀理事らが河合ら買受団と共謀して

領し、その後中島から同人の受領した200株の換価依頼を受けてこれを30,400円に換価し、その代金を総理大臣官邸で中島に交付した事実があるにもかかわらず、証人として喚問された際にこの事実を否定する虚偽の陳述をしたので、これが偽証罪に相当するというのであった。

「帝人事件」が政治的大事件となったのは、公訴事実第一の「背任」の問題というよりは主として公訴事実第二と第三、つまり一部被告人の自白に基礎をおく「贈収賄」とそれに関連する「偽証」の問題においてであった。のちに公判廷において、この公訴事実の基礎となった「自白」は検事の強要誘導によってなされた虚偽の自白であることが被告人らの供述で明らかにされた。また、「明糖事件」の主任検事であった黒田検事がこの事件の主任検事でもあり事件の途中で病死したが、その葬儀をめぐる右翼団体や軍関係との深い結びつきを思わせる事実があったことや、大蔵省に対して「明糖事件」以来の反感を抱いていたことを示す言動があったことも指摘されている。さらに、斎藤内閣が総辞職する直接的きっかけとなったのは黒田次官の書いた嘆願書で、検事は、その内容が信をおきがいことを承知のうえで、岩村検事正を通じて小山法相

に提出し、法相がこの嘆願書の内容を斎藤首相と高橋蔵相に伝えたため総辞職が決意されたことも明らかにされた。また、検事みずからが拘留中の被告人間の信書の取次を行なったり、被告人同士を接見させて関係者の陳述を一致させるべくはからい、自白すれば釈放するといって自白を強要するなど手段を選ばぬ工作を行なったことも明らかにされた。要するに、公判を通じてこの事件の持つ政治的事件としての性格がしだいに明確にされていったわけである。

結局、この事件は、帝人株売買は正当に行なわれたもので、背任罪は成立せず、贈収賄に関しては全くその事実が存在せず、したがって偽証罪も成立しないとして全員無罪の判決がくだされた。政界・財界・官界の巨頭を被告とし、内閣崩壊の因を作り、斎藤・岡田・広田・林・近衛の五代内閣にわたって世間の注目を集めた大事件が、全く「空中楼閣」であると判定されて幕となったのであるから、この幕切れの後にも、この事件をめぐる、さまざまな論評がくだされたのも当然のことであったといえよう。第73議会でもこの問題が取り上げられ、司法制度刷新のための調査会が設けられることとなった。

第4章 大蔵省機構の拡充

第1節 本省各部門と徴税機関の整備

1 本省各部門の整備

大正11年6月の加藤友三郎内閣成立以来昭和に至るまで、たびたび主張された行政整理によって、本省各局内の課は縮小され、職員も減少した。特に大正13年、いわゆる護憲三派内閣が成立し、この内閣が政綱の一つとして掲げた財政行政整理が実施されるに及んで、大蔵省では「一局二課制」が主張され、主計・主税・理財・銀行の各局にわたって一律2課に縮小されたのである。

しかし、昭和初期の恐慌以来、財務行政事務は増大する傾向をたどった。このために本省各局の課の下の係の中には、課と同じくらいに大きくなり、実質的には課内に独立の課を作るようなことにもなっていた。こうした機構拡張の趨勢は、昭和7年5月、斎藤内閣が成立し、わが国の政党内閣が終りを告げたとき、政治的にも拍車をかけられることとなった。「大蔵省所管職員官制定員年次別推移」によれば、昭和8年に279名であった本省定員総計が昭和9年には400名に増加している。

こうした状況から本省各部門の整備が行なわれることとなり、昭和9年12月、各局内に課が増設された。

主計局においては、従来の予算決算課および司計課の2課から、予算課、決算課、調査課の3課に拡張された。そして、これに伴って管掌事務の変更も行なわれた。すなわち、予算決算課は予算課と決算課に分れたが、決算課は、決算に関する事務のほか従来司

計課にあった「支払予算」、「年度開始前支出及定額繰越」、「主計簿の登記」に関する事務を受け継ぐこととなった。

新設された調査課は、従来の司計課で分掌していた会計および諸給与に関する事務と、出納官吏の監督事務とを合わせて管掌することとなった。

この機構の整備によって主計局の管掌事務が特に増加したわけではなかったが、このときの2課から3課への拡張は、日華事変以降の機構拡充の端緒となったものである。

昭和初期の主税局には、国税課、関税課の2課のほか、土地の賃貸価格の調査を行なうために臨時土地賃貸価格調査課が設けられていた。土地の賃貸価格の調査は昭和4年までに一応終了したが、それまでに無届で地種目の交換をした土地が多かったため、この無届異動地を整理するとともに土地賃貸価格の調査事務を継続するため、昭和4年4月、臨時土地賃貸価格調査課を廃止し、その代りに臨時土地調査課が設置された。

昭和9年12月の機構整備によって臨時土地調査課は廃止され、新たに経理課が設けられた。主税局の課は国税、関税、経理の3課となり、管掌事務の変更も行なわれた。すなわち、従来の臨時土地調査課の事務は全面的に国税課に吸収された。また、新設の経理課は主として従来国税課の所管であった国税の徴収、租税その他諸収入の予算・決算の調査に関する事務を管掌した。